

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第672号

2014年(平成26年)8月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び合理的な理由が認められる場合目的外提供を行うことに伴う本人通知を省略することについて包括的な取扱いとすることについて  
(答申)

2014年(平成26年)7月28日付けで諮問(第672号)された生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び合理的な理由が認められる場合目的外提供を行うことに伴う本人通知を省略することについて包括的な取扱いとすることについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は認められない。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略することについては、判断する必要がない。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

刑事訴訟法第197条第2項には「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」とあり、司法警察員等が捜査について必要な情報を公務所等に照会するための根拠になっている。これは官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものだが、その照会に応じなければならぬ拘束力はない。したがって、これまで刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会(以下、捜査関係事項照会)がなされた場合は、その都度、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をしていた経過がある。

しかし、犯罪捜査をすみやかにを行い、公共の秩序の安寧を保つためには情報提供を迅速にしなければならない。これまで、照会文書を受け取った際には、捜査機関に捜査内容を確認しているが、その内容は、詐欺、窃盗、恐喝、傷害、強盗事件や携帯電話不正利用防止法違反、雇用保険法違反（不正受給）、生活保護法違反（不正受給）、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、あへん法違反といった生活困窮が動機となる犯罪が多い。これらの事件は、捜査及び解決の迅速性が要求される事件であると言える。生活保護受給者情報の照会は、平成23年度11件、24年度15件、25年度37件と増加の一途をたどっている。

以上により、一定の範囲内での情報提供であれば、藤沢市個人情報保護制度運営審議会への諮問の手続きを経ずに目的外提供を行うこと、及び合理的な理由が認められる場合、目的外提供を行うことに伴う本人通知を省略することについて包括的な取扱いをさせていただきたく諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報の範囲

生活保護受給者の該当の有無

住所、居所、氏名、生年月日

電話番号（携帯電話含む）

保護開始日、保護停廃止日

保護開始理由、保護停廃止理由

保護費支給日

支給方法（振込の場合は金融機関及び支店名、口座種別、口座番号、口座名義）

支給金額

勤務先

受診医療機関

イ 目的外に提供する相手方

司法警察員等（刑事訴訟法197条第2項による照会元）

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供の必要性

捜査関係事項照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権利を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められる。今後については、本照会に係る事項は捜査に必要不可欠であることを捜査機関に確認できた場合に限り、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対し

てあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、捜査関係事項照会は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に關与しているにもかかわらず本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じると考えられる。

今後については、実際の捜査の遂行に支障が生じる旨を捜査機関に確認できた場合に限り本人通知をしないことについては合理的な理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 実施時期

平成26年(2014年)8月15日以降

(5) 提出書類

ア 捜査関係事項照会を受けた場合の生活保護受給者情報の取扱いに関するガイドライン

イ 参考条文

ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

実施機関の説明によると、捜査関係事項照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権利を有する者によって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性があると認められる。今後については、本照会に係る事項は捜査に必要不可欠であることを捜査機関に確認できた場合に限り、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい、とのことである。

しかしながら、生活保護受給情報は個人情報において最も機微な性質をもつ情報のひとつといえるのであって、本来、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会に対しては、事案に応じて個人情報ごとにその必要性が判断されるべきである。したがって、本件については、当該犯罪の種類と個人情報の種別をもって類型化することは適切でなく、目的外に提供することについて包括的に認めることはできない。

以上から、本件の目的外に提供する必要性は認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

(1)で前述したとおり、目的外に提供する必要性が認められない以上、目的外に提供することに伴う本人通知の省略については、判断する必要がない。

以 上

